

<b>A: 資源物置場の廃止について</b>	<b>No. 1</b>
使用している「資源物置場」と「ごみ集積所」が同じ場所の場合、令和7年4月1日より変わることは何ですか。	

収集日の前日に配布していたコンテナやネットの配布がなくなります。  
また「収集日程」「分け方・出し方」が変更となります。詳細はそれぞれの案内をご参照ください。

<b>A: 資源物置場の廃止について</b>	<b>No. 2</b>
令和7年4月1日以降に、これまで「資源物置場」としていた場所に間違ってお出された資源物はどうすればよいでしょうか。	

令和7年4月1日以降、これまで「資源物置場」であった場所は、既に「資源物置場」ではなくなっています。そのため、ご質問いただいたような誤って出された資源物は、本来、町では収集対応が出来ないところですが、令和7年4月1日から数か月間は、環境課までご相談いただければ、個別に対応を考えていきたいと思っております。

<b>B: ごみ集積所の管理について</b>	<b>No. 3</b>
「ごみ集積所の管理」は、誰が行うのですか。	

令和6年度までと同様に「ごみ集積所の管理」は、それぞれの「ごみ集積所を利用される皆様」で行ってください。自治会の加入の有無等にかかわらず、ご自身で利用される「ごみ集積所」の管理には、積極的にご参加ください。（※集合住宅等、業として営まれる物件に設置された「ごみ集積所」については、その物件を管理する管理会社等にも管理責任が発生します）

<b>B: ごみ集積所の管理について</b>	<b>No. 4</b>
責任者が明確でない「ごみ集積所」が多いと思われます。「ごみ集積所」の利用者が特定出来ない場合、管理は誰が行うのですか。	

「ごみ集積所」の管理は「ごみ集積所を利用される皆様」にお願いしておりますので、まずは、ご自身が利用されている「ごみ集積所」について可能な範囲で管理を行っていただき、把握していない方が当該「ごみ集積所」を利用しているところを見かけたら、是非、その方にも管理をしていただくようにお声掛けをいただくようお願いいたします。

町としても、これまで以上に、ご自身がごみ等を出す「ごみ集積所」の管理をしていただく必要があることを、改めて周知していきたいと考えております。

**B: ごみ集積所の管理について** **No. 5**

結果として、誰も「ごみ集積所」を管理しなくなってしまった場合にはどのようにすればいいのですか。

「ごみ集積所」の管理については、「ごみ集積所を利用される皆様」にお願いしています。この管理を利用者の誰も行わないということであれば、まずは判明している利用者の方にお話を伺って、管理をしていただくようお願いをさせていただきます。管理を放棄している理由に正当性ないと町が判断する場合には、地域の衛生環境を保持するため、当該「ごみ集積所」の廃止等を検討していくことになります。

**B: ごみ集積所の管理について** **No. 6**

「ごみ集積所の管理」とは、どのようなことをすればいいのですか。

「ごみ集積所の管理」とは、その場所を利用される皆様に、その「ごみ集積所の清潔の保持等」に努めていただくことです。日常的なものとしては、「お掃除」、「違反ごみの通報」、「カラスや野良猫への対策」、「設置した物品の管理」等が考えられます。具体的にどのように行うかについては、利用される皆様でご調整ください。

（※「ごみ集積所」は利用される皆様のごみを出す際や収集の業者が作業をする際、危険がないようにしてください。（例：「ストッカーが故障している」、「看板等を留めている釘が飛び出ている」等）特に危険と判断した場合には、ご対応いただくようお願いする場合もございますのでご協力ください）

**B: ごみ集積所の管理について** **No. 7**

令和7年4月1日から、衛生指導員制度が廃止になることで、違反ごみの通報をする方がいなくなりますが、どのようにすればよいですか。

「ごみ集積所」に残された違反ごみの通報については、衛生指導員以外の方からもお受けしております。お手数をおかけいたしますが、これまでどおりお気づきの方よりご通報いただきますようお願いいたします。

（※集合住宅用のごみ集積所については、まずは、管理会社等にご相談ください）  
また、衛生指導員制度では資源物置場の管理をお願いしておりますが、「ごみ集積所」については、「ごみ集積所を利用される皆様」の管理となります。是非、これを機会に、ご自身の利用されている「ごみ集積所」との関わり方を、ご検討等いただければ幸いです。

**B: ごみ集積所の管理について** **No. 8**

「違反ごみの通報」とは、どのようにすればいいのですか。

「ごみ集積所」に残された赤いシールの貼られた違反ごみは、原則としては、お出しいただいた方が回収し、再分別等してお出しいただくのが大前提です。しかし、それらの違反ごみが数日間、「ごみ集積所」に残されており、排出者が回収する見込みがない場合は、お手数ですが環境課までご通報ください。

（※集合住宅用のごみ集積所については、まずは、管理会社等にご相談ください）  
なお、違反ごみを排出された当日に回収すると啓発にならないため、「通行に支障がある」「夏場で生ごみが不衛生である」といった事情がある場合以外は、数日間、様子を見てから、ご通報いただきますようお願いいたします。

また、ご通報の際は、「いつから」「どこに」「どのようなごみか」出ているかと、「違反ごみシール有無」について、お伝えください。

<b>B:ごみ集積所の管理について</b>	<b>No. 9</b>
違反ごみが非常に多いです。毎回、同じ人が出していると考えています。対策はどのようにすればよいでしょうか。	

違反ごみは、排出者が回収しない場合は、お手数ですが、環境課までご通報いただければ、町が収集を行います。  
（※集合住宅用のごみ集積所については、まずは、管理会社等にご相談ください）  
なお、違反ごみを排出された当日に回収しますと、啓発にならないため、「通行に支障がある」「夏場で生ごみが不衛生である」といった事情がある場合以外は、数日間、様子を見てから、ご通報いただきますようお願いいたします。  
また、環境課としても、排出した個人に指導等を行っていきたいので、違反ごみに、排出した個人が特定できるものが含まれていると思われる場合（袋の外から分かる場合）は、通報の際に、その旨をお伝えください。排出されたごみについては、環境課が確認を行いますので、通報者が開封して確認などはせず、可能な限り触らずにそのままの状態をお願いいたします

<b>B:ごみ集積所の管理について</b>	<b>No. 10</b>
外国籍の住民が違反ごみを排出していきます。日本語で書かれたルールが難しいのだと思います。対策はどのようにすればよいでしょうか。	

個別に対応が必要な案件かと思えます。状況等を確認させていただき、環境課としても、ご自身で正しくごみを出せるように、お手伝いをしていきたいと考えます。外国語に翻訳したチラシなどはないかとお問い合わせいただくこともございますが、それぞれが異なる母国語をお持ちであることから、可能な限り平易な日本語で書いた文章やイラスト・写真を使用した資料を作成することで、お手持ちのスマートフォンなどの翻訳機能が活用できるようにして、対応をしていきたいと考えます。

<b>B:ごみ集積所の管理について</b>	<b>No. 11</b>
資源物の持ち去り等の問題について、町で監視カメラの設置やパトロールなどの対応はありますか。	

資源物の持ち去りに対して、町が個別のごみ集積所に監視カメラを設置することは行っておりません。ラミネート加工をした啓発ポスターは、環境課にて無料で配布しておりますので、必要に応じてご利用ください。また、ご通報をいただいた際は、茅ヶ崎警察署に情報提供し、パトロールの強化を依頼して参ります。

<b>B:ごみ集積所の管理について</b>	<b>No. 12</b>
その「ごみ集積所」を本来使用する以外の人（区域外等）が出したごみはどうすればよいのですか。	

いつも利用される場所以外の「ごみ集積所」にごみ等を捨てていくのはマナー違反です。頻回するのであれば「ごみ集積所の移動」を視野に入れてご相談ください。  
また、排出されたものが違反ごみとして、啓発用の赤い違反ごみシールが貼られて残ってしまう場合には、違反ごみとして、回収を行いますので、お手数ですが、環境課までご通報ください。  
（※集合住宅用のごみ集積所については、まずは、管理会社等にご相談ください）  
また、環境課としても、排出した個人に指導等を行っていきたいので、違反ごみに、排出した個人が特定できるものが含まれていると思われる場合（袋の外から分かる場合）は、通報の際に、その旨をお伝えください。排出されたごみについては、環境課が確認を行いますので、通報者が開封して確認などはせず、可能な限り触らずにそのままの状態をお願いいたします

**B: ごみ集積所の管理について** **No. 13**

「ごみ集積所」を管理するための消耗品等について。「ごみ集積所」に設置するカラス除け用のネット等は、町で支給等はしていますか。

「ごみ集積所」で使用する消耗品等は、場所によって事情も異なることから、町での支給等は行っておりません。「ごみ集積所」ごとに必要となる消耗品等の負担については、利用者の皆様でご相談ください。また、カラス除けネットや看板（町が提供したものを含む）等を設置する場合は、強風等で飛ばされることのないように、固定する等の対策をお願いいたします。万が一に、事故等があった場合には、町としては責任を負いかねます。利用される皆様の責任でご対応いただくこととなりますので、ご注意ください。

**B: ごみ集積所の管理について** **No. 14**

「ごみ集積所」に設置されている収集日程の看板は町が撤去してくれるのですか。

「ごみ集積所」に設置されております看板等については、ご利用される皆様が設置をしているものとなります。町としては、ご要望に応じて提供等しておりますが、撤去等については、ごみ集積所をご利用される皆様でご対応ください。

**B: ごみ集積所の管理について** **No. 15**

「資源物置場」が廃止されますが、令和7年4月1日以降、自治会は「資源物置場」の管理をしなくてもよいのですか。

「資源物置場」が廃止され、その場所が「資源物置場」でなくなる場合には、自治会にお願いをしておりました管理の必要もなくなります。ただし、「ごみ集積所」と「資源物置場」を兼ねている場所であった場合には、その「ごみ集積所を利用される皆様」が、その場所を管理する必要は残りますので、ご注意ください。

**B: ごみ集積所の管理について** **No. 16**

「資源物置場」の管理をする際に、衛生指導員以外の人間にも当番を決めていましたが、当番がやっていた作業は今後どうすればいいのですか。

「ごみ集積所」の管理は、利用される皆様をお願いしております。具体の作業や方法については、その場所を利用される皆様の中で、ご了解されているのであれば、場所ごとにルールが異なるものだと認識しておりますので、「ごみ集積所を利用される皆様」でご相談いただき、管理の方法等を決めてください。

**B:ごみ集積所の管理について** **No. 17**

未分別のごみが出たときは、衛生指導員がやっていたように自分たちで分別して出さないといけないのですか。

未分別のごみは排出された際の対応ですが、町民の皆様には再分別をお願いすることはございません。未分別ごみについては、収集業者が確認し、啓発用の赤い違反ごみシールを貼り、その場に残していきますので、数日様子を見ていただくと、排出者が回収しない場合は、お手数ですが、お気づきの方が環境課までご通報いただければ、町が回収を行います。

（※集合住宅用のごみ集積所については、まずは、管理会社等にご相談ください）

なお、違反ごみを排出された当日に回収しますと、啓発にならないため、「通行に支障がある」「夏場で生ごみが不衛生である」といった事情がある場合以外は、数日間、様子を見てから、ご通報いただきますようお願いいたします。

**B:ごみ集積所の管理について** **No. 18**

「ごみ集積所」や「資源物置場」の管理や清掃を自治会加入者のみで行っています。自治会未加入者はこれに参加せず、不平等だと感じるのでは正して欲しいです。

「ごみ集積所」の維持管理については、自治会の加入の有無にかかわらず、利用される皆様をお願いをしております。

町としては、この維持管理は、利用される皆様でご協力をいただきたいと思いますと考えており、管理をされている皆様方から、積極的にお声掛けをしていただき、加わっていただくようお願いをいただければと思います。しかし、様々な理由により、全ての利用者が、この管理に携われないこともまた、事実ですので、無理のない範囲で、活動していただくようお願いいたします。

**B:ごみ集積所の管理について** **No. 19**

衛生指導員制度が廃止をされますが、分別自治会報償金については、これを存続していただきたいです。

分別自治会報償金については、自治会へ衛生指導員をお願いし、「資源物置場」を管理されることへの御礼として支出をさせていただいております。令和7年度より、資源物置場及び衛生指導員制度の廃止に伴い、お願いをしております「資源物置場」の管理もなくなることから、分別自治会報償金についても、廃止をさせていただきます。

**B:ごみ集積所の管理について** **No. 20**

自治会ではなく個人がごみの分別をするようになるのなら、個人に何らかの形で還元はあるのですか。

ごみというのは、そのごみを出す人が責任を持って出していただくものとなります。これについては、今回の変更に伴って変わるものでもございません。そのため、今回の変更に伴い、町が個人の方へ還元を行うということもございません。

**B: ごみ集積所の管理について** **No. 21**

「ごみ集積所」を「新規に設置したい」「位置を移動したい」「廃止したい」場合には、どのようにすればいいのですか。

利用される皆様の合意のもと、代表者となる方から必要な書類を提出していただく必要があります。ただし、環境課において、収集が安全に行えるか等を確認する必要がありますので、まずはご相談ください。

（※移動・新設にあたり、町が候補地を探すことはできません。利用される皆様に候補地をご選定ください。

また、「ごみ集積所」として使用する土地の所有者様の承諾についても、利用される皆様に得ていただく必要があります）

（※移動・新設にあたっては、1つのごみ集積所につき5世帯以上の利用を見込んでください）

（※ご選定いただいた候補地が、安全性の観点等から、町で不適と判断した場合には、ご希望に沿いかねることがあります）

**B: ごみ集積所の管理について** **No. 22**

収集方法が変わることによって収集に来る時間も変わるのですか。

現在も実際に収集に何う時間は必ずこの時間と決まっているわけではありません。町としては、ごみは、「回収する日の朝8時まで」に「ごみ集積所」に出していただくようお願いをしています。また、今回の変更に伴い収集ルートも変更となる場合があるため、収集に何う時間が令和6年度までとは違う場合もございますのでご承知おきください。

**B: ごみ集積所の管理について** **No. 23**

ごみ等は何時から出して良いのですか。

ごみ等は「回収日の朝8時まで」に出していただくようお願いしておりますが、開始時間については定めておりません。利用される皆様に、ご相談の上、「ごみ集積所」をご利用ください。

（※収集に伺った際、翌日のごみ等をごみ集積所に出しているような運用はおやめください）

（※ごみ等を前日の深夜から出すことは、放火等の犯罪やカラス等の被害に遭う可能性が高くなりますので、ご注意ください）

**B: ごみ集積所の管理について** **No. 24**

もっと回収に来る時間を遅くして欲しいです。地区ごとに収集時間の設定はできないのですか。「回収する日の朝8時まで」と言われても出しに行くのが難しい場合もあります。

収集に何う時間の設定はできません。交通事情や作業状況にもよりますので、収集に何う時間は、必ずこの時間と決まっているわけではありません。町としては、ごみは、「回収する日の朝8時まで」にごみ集積所に出していただくようお願いをしています。

なお、今回の変更に伴い収集ルートも変更となる場合があるため、収集に何う時間が令和6年度までとは違う場合もございますのでご承知おきください。

また、回収時間を遅くしてしまうと、搬入施設の受付時間を超過してしまう可能性がございます。その場合は、各地域の収集にも影響が出てしまうため、「回収する日の朝8時まで」という時間に変更の予定はありません。

**B: ごみ集積所の管理について** **No. 25**

「ごみ集積所」の近くに住んでいますが、令和7年4月1日以降、夜中にびん等を出されると音がうるさいのではと心配です。

町としては、これまでも、ごみ等を出される際は音等に気をつけていただき、近隣にお住まいの方へご迷惑とならない時間帯に排出することをお願いしています。  
また、ごみ等は「収集日の朝8時まで」に出していただくようお願いしておりますが、開始時間については定めておりません。利用される皆様で、ご相談の上、「ごみ集積所」をご利用ください。

**B: ごみ集積所の管理について** **No. 26**

令和7年4月1日からは、各自で袋を用意して資源物を出すとのことですが、引き続き、ネット袋やコンテナを配布してはくれないのですか。

コンテナ及びネット袋の配布は、原則として廃止します。「資源物置場」は現在、約200箇所ございますが、「ごみ集積所」は約1,660箇所あることから、その全てにコンテナ等を配布することは不可能であることや、狭小な「ごみ集積所」については、それらを置くスペースがないこと等もあり、これを廃止するものです。恐れ入りますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

**B: ごみ集積所の管理について** **No. 27**

「ごみ集積所」に資源物も出すようになるとのことですが、私たちの「ごみ集積所」は狭く、資源物を出せるのか不安です。

令和3年度と令和4年度にそれぞれ田端、大曲、宮山のマンション等で試験運用を行いました。その際はスペースに問題はございませんでした。びんの日ならびんの日、かんの日ならかんの日と、品目ごとに出す日が異なる上、複数の置場に分散することから、そのような結果となったと考えております。そのため、問題は発生しにくいと考えていますが、場所によっては、課題が出てくる可能性がございますので、その際には、移動や分割等、環境課にご相談ください。

**C: 指定袋について** **No. 28**

新しい「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」は、いつから、どこで販売されるのですか。

新しく導入いたします「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」は、令和7年2月以降に、現行のごみ袋等をお取り扱いいただいております町内の商店等で、販売いただくことを予定しております。これまでどおり、町で販売等はいたしません。

**C: 指定袋について**

**No. 29**

新しい「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」は、令和7年2月以降に販売されるということですが、この袋を令和7年4月1日より前に使用することは出来るのですか。

新しい「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」を、令和7年4月1日より前に使用していただいても可能で、回収をいたします。

**C: 指定袋について**

**No. 30**

これまでの「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」の使用期限は「令和7年5月末日まで」とのことですが、この日を過ぎて、これまでの「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」を使って出された「可燃ごみ」はどうなるのですか。

赤い違反ごみシールを貼付して「ごみ集積所」に残していきます（※令和7年6月以降は、これまでの「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」を使って「可燃ごみ」を出すことはできません。）。  
そのため、これまでの「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」が期限を過ぎて、お手元に残る場合には、「中身の見える透明な袋」を使ってお出しいただくようにご案内している「資源物（びん、かん、ペットボトル、廃食用油、金属類、スプレーかん）」を出す際にご活用ください。（※「蛍光灯・水銀式体温(血圧)計」は、これまでどおり、購入時の箱や新聞紙に包む等してから、お出しください。）

**C: 指定袋について**

**No. 31**

令和7年4月1日からは、「資源物（衣類布類、びん、かん、ペットボトル、廃食用油、金属類、蛍光灯・水銀式体温(血圧)計、スプレーかん）」を「中身の見える透明な袋」で出すこととなりますが、これまでの「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」を使用してもよいのですか。

「資源物（衣類布類、びん、かん、ペットボトル、廃食用油、金属類、蛍光灯・水銀式体温(血圧)計、スプレーかん）」を出す際に、これまでの「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」を「中身の見える透明な袋」として使用していただくことは可能です。  
令和7年5月末日を超えて、これまでの「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」が、お手元に残る場合には、そのようにしてご利用ください。（※「蛍光灯・水銀式体温(血圧)計」は、これまでどおり、購入時の箱や新聞紙に包む等してから、お出しください。）

**C: 指定袋について**

**No. 32**

これまでの「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」の使用期限は令和7年5月末日まで」とありますが、使い切れず残った指定袋を町や販売店が買い取りをしてもらえたりするのですか。

町や販売店において、お手元に残ったこれまでの「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」の買い取りや新しい袋との交換は行いません。そのため、使用期限までに使い切れる程度の数量をお買い求めください。買い溜めはお控えくださるようお願いいたします。

**C: 指定袋について** **No. 33**

バイオマス含有の袋の導入が二酸化炭素の削減に繋がるのですか。コストや貴重な税金をかけてまでやるようなことなのですか。

バイオマス含有の袋の導入についてですが、自治体が使用する消耗品などについては、環境に配慮したものとするように国からの指導もあり、令和6年3月に改定した「寒川町一般廃棄物処理基本計画」にごみ指定袋へのバイオマス含有を規定しております。また、県内の近隣自治体も徐々に、このバイオマス含有の袋の導入を進めている状況です。そのような中で、寒川町においても、このバイオマス含有の袋を導入することといたしました。

**C: 指定袋について** **No. 34**

プラスチック製容器包装の指定袋も、バイオマス含有の袋にしないのはなぜですか。この機会に、資源物を出す袋についても、多少、割高になったとしても環境に配慮した袋を使用してもらおう方が将来的に見れば環境に良いのではないのでしょうか。

今回、プラスチック製容器包装指定袋については、バイオマス含有の袋にする変更はございません。そのようなご意見をいただけることは大変嬉しく思いますが、プラスチック製容器包装は、今回、出し方及び袋の変更はありません。

**C: 指定袋について** **No. 35**

「収集袋に入らない可燃ごみは大型ごみ」とありますが、どの程度までなら袋からはみ出して良いなどの定義はあるのですか。

袋の口を縛りごみのはみ出ている場合には、違反ごみとして、赤い違反ごみシールを貼付してごみ集積所に残していきます。袋に入らないものについては、「大型ごみ」の取り扱いとなりますので、ご注意ください。  
また、「かさ」についてのみ、特大袋を使用時のみ（大中小では不可）、袋からはみ出ても回収をいたします。（※「かさ」については、可能であれば「骨」と「傘布」に分け、「金属類」と「可燃ごみ」として出すこともご検討いただきますようお願いいたします）

**C: 指定袋について** **No. 36**

「袋の口を縛ってお出してください」とありますが、袋からはみ出すような長いものを出す場合はどのようにすればよいのですか。また、「例外的に「かさ」のみ、はみ出し可」とはどのようなことですか。

袋に入らない長尺のものを出す場合には、折るまたは切断する等の方法で袋に収め、その上で袋の口を縛ってお出してください。袋の口からごみのはみ出ている場合には、違反ごみとして、赤い違反ごみシールを貼付してごみ集積所に残していきます。袋に入らないものについては、「大型ごみ」の取り扱いとなりますので、ご注意ください。  
また、「かさ」についてのみ、特大袋を使用時のみ（大中小は不可）、袋からはみ出ても回収をいたします。（※「かさ」については、可能であれば骨と傘布に分け、「金属類」と「可燃ごみ」としていただけますようお願いいたします）

<b>C: 指定袋について</b>	<b>No. 37</b>
「袋の口を縛ってお出してください」とありますが、袋の口が縛れないほど、1枚の袋に多く入れて袋の間口部分をテープ等で閉じた場合はどうなるのですか。	

袋の口を縛らず、テープ等で閉じて出された可燃ごみは、赤い違反ごみシールを貼付してごみ集積所に残していきます。特大の袋にも入らないものについては、「大型ごみ」の取り扱いが必要となりますので、ご注意ください。

<b>C: 指定袋について</b>	<b>No. 38</b>
資源物の「かん」や「ペットボトル」などを出すとき、量が少量であれば袋に入れずにそのまま出してもいいのですか。	

袋に入れるようお願いしているごみ・資源物が、袋に入れずそのまま出された場合は、少量であっても回収いたしませんので、必ず袋に入れて出してください。

<b>C: 指定袋について</b>	<b>No. 39</b>
「不燃ごみ」にも指定の袋を使用することが必要なり、負担に感じます。これまでどおり指定の袋を使用しないで出すことは出来ないのですか。	

「不燃ごみ」に指定袋を使用することについては、可能な限りの不燃ごみの排出抑制や収集時の事故防止等の観点等から、今回、導入をさせていただくことといたしました。ご理解をいただきますようお願いいたします。

<b>C: 指定袋について</b>	<b>No. 40</b>
ごみ指定袋の価格について、非常に高額になった印象を受けています。これまでどおりの価格では駄目なのですか。	

ごみ指定袋の価格は、バイオマス含有とすることの影響や原材料費自体の高騰等による原価の増や、減量化を進める上で、小サイズの価格は同額に据え置き、この価格を基準に袋の大きさに比例した価格といたしました。販売価格自体を維持し、1つの商品の中に入っている袋の入数が少なくすることも考えましたが、使いづらいとお声が出てくると想定されたため、入り数については維持をして設定しました。価格があがることで、町民の皆様にご負担をお願いしていくことは、大変心苦しい限りですが、ごみの分別収集及び減量化にご協力をいただきますようお願いいたします。

<b>C: 指定袋について</b>	<b>No. 41</b>
「中身が見える透明な袋」とは、色はどこまで透明と言えるのですか。	

あくまでも「一目で中身の判別が出来ること」を「透明」としております。ごみ指定袋程度の透明度であれば問題はございません。レジ袋でも中身が見えない濃い乳白色は「透明ではない」判断となります。

<b>C: 指定袋について</b>	<b>No. 42</b>
「不燃ごみ」は「ごみ指定袋に入る20kgまでのもの」、ということですが、現行のごみ指定袋はすぐ破けてしまいます。新しい可燃・不燃兼用のごみ指定袋は重さ20kgまで入れても破けないほどの丈夫さがあるのですか。	

新しく導入いたします可燃・不燃兼用のごみ指定袋の厚さについては、これまでの可燃用の袋よりも若干厚めに作成をする予定しております。ですが、重さ20kgの不燃物等を入れた状態で、手提げ部分を持つことは、正直、難しいと想定されます。そのような場合には、抱えてごみ集積所まで運んでいただいて、「ごみ集積所」で袋に入れた状態で袋の口を縛って出してください。

<b>D: 剪定枝について</b>	<b>No. 43</b>
何のために「可燃粗大ごみ」から「剪定枝」だけを分けるのですか。	

「剪定枝」については、令和8～9年度からの資源化（堆肥や腐葉土の原料であるウッドチップ化、バイオマス発電の燃料化）を見据え、他のごみ等とは別に区分して収集を開始するものです。

<b>D: 剪定枝について</b>	<b>No. 44</b>
「剪定枝」が資源物として回収されるのはいつからになるのですか。	

まずは、令和7年度の1年間で家庭から出る「剪定枝」の数量がどの程度となるか把握したのち、令和8～9年度からの資源化を目指します。

<b>D: 剪定枝について</b>	<b>No. 45</b>
「剪定枝」の日に葉や草もまとめて出したいです。分けなくてはならないのですか。	

葉や草は「可燃ごみ」としてお出しく下さい。

「剪定枝」として「ごみ集積所」に出せるのは、長さ50cm・太さ10cm以下のひもで縛った枝・幹のみです（これまでのサイズに変更はありません）。ただし、枝・幹に付いている葉はそのまま付いたまま「剪定枝」として出すことができます。

<b>E: 不燃ごみについて</b>	<b>No. 46</b>
現在の「不燃ごみ」では、「乾電池、ボタン電池（BR・CRのみ）」は、他の不燃ごみとは分け、別の袋に入れて出すように案内がされていますが、令和7年4月1日からはどのように出すのですか。	

「乾電池、ボタン電池（BR・CRのみ）」は現行の出し方から変更はありません。他の不燃ごみとは分け、別の袋に入れて出してください。このとき、ご使用頂ける袋は、「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」だけでなく、「中身の見える透明な袋」であれば、出すことができます。

<b>E: 不燃ごみについて</b>	<b>No. 47</b>
現在の「不燃ごみ」では、「ガラス製品」や「刃物」は、新聞紙等で包む等して出すように案内がされていますが、令和7年4月1日からはどのように出すのですか。	

「ガラス製品」や「刃物」は、鋭利である等で危険なため、新聞紙等に包んでから、その上で「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」に入れ、袋に「危険」などの貼り紙をして出してください。

<b>E: 不燃ごみについて</b>	<b>No. 48</b>
「不燃ごみ」の制限サイズが変わることで、これまで「不燃ごみ」として出していた長さのあるホウキやモップ、大きな電子レンジ等は、「不燃ごみ」として出すことが出来なくなるのですか。	

令和7年4月1日から、「不燃ごみ」として「ごみ集積所」に出せる大きさは、「80cm×50cm×50cmまで」から「ごみ指定袋に入る大きさまで」に変更となります。

そのため、ホウキやモップについては、折るなどして短くし、袋に入れて出してください。また、標準的な大きさの電子レンジであれば、特大のサイズの袋をご使用いただくことで、入れることが出来ると考えております。ごみ指定袋に入らない大きさのものについては、「大型ごみ」としてお手続きしてください。

**F:プラスチック製容器包装について**

**No. 49**

「プラスチック製容器包装」を捨てる際に、弁当の容器等は「洗ってきれいな状態になればプラスチック製容器包装、汚れが落ちなければ可燃ごみ」とありますが、きれいな状態とはどのレベルまで汚れが落ちたものになるのですか。

きれいな状態とは、「水でさっと洗う、簡単に拭き取る程度で落ちる」程度のものです。「水でさっと洗っても、簡単に拭き取る程度で落ちない」場合は、「可燃ごみ」としてお出してください。

**G:古紙・段ボールについて**

**No. 50**

なぜ「古紙」と「段ボール」の日程を分けたのですか。出す側としてはまとまっていた方が楽だと思います。

「段ボール」を出す際は、たたんでからひも等で縛って出すようにご案内しておりますが、「古紙・衣類布類」の収集日に、「他の古紙（新聞紙やざつ紙等）」や「衣類布類」を入れるための箱として「段ボール」を使用しているケースが散見されます。「段ボール」を、他のごみ等を出す際の容器とすることはルール違反です。そのため、わかりやすく「段ボール」の区分を新設し、混在を避けるため日程も別日にいたします。

**G:古紙・段ボールについて**

**No. 51**

これまで、「古紙」の「段ボール」として区分されていた「ボール紙等の厚紙（菓子箱やラップの芯）」などは「古紙」になるとのことですが、「段ボール」の収集日には「段ボール」のみを出すのですか。

新設する「段ボール」の収集日に出せるものは「段ボールのみ」となります。「ボール紙等の厚紙（菓子箱やラップの芯）」などは「古紙」としてお出してください。

**J:小型家電について**

**No. 52**

ごみ・資源物の出す場所が統合されるのであれば、「使用済小型家電」もごみ集積所に出せるようになって欲しいです。公共施設に設置された小型家電回収ボックスまで持っていくのは不便だと思います。

「使用済小型家電」は充電式のバッテリーで動くものが多く、他のごみに混入すると、バッテリーの破損による火災等が生じる可能性があるため、安全性からも別回収とします。また、レアメタル等の含有も多く、これまで以上に資源物の持ち去りを誘発する可能性もあることから、現時点においてごみ集積所による対応は考えておりません。

**Y: 収集方法変更について**

**No. 53**

何故、ごみの収集方法を変更するのですか。

最終処分場を持たない寒川町として「ごみの減量化・再資源化」をより推進するとともに、町民の皆様のごみ出し時の利便性を向上させるため、令和7年4月1日よりごみ等の収集方法を変更いたします。

**Y: 収集方法変更について**

**No. 54**

ここまで大きくルールを変える必要があったのですか。混乱を招くだけではないのですか。

町民の方や自治会等をはじめとして、これまでに様々な方面の皆様から、ごみ等の収集方法に対するご意見・ご要望を頂いてきました（「びん・かん・ペットボトルの収集回数を増やして欲しい」「資源物置場の管理が負担となっている」等）。町としてはそれらの課題をこれ以上の先送りは出来ないとの判断から、この令和7年度から変更とさせていただきます。

**Y: 収集方法変更について**

**No. 55**

収集袋、収集方法、収集場所と一度にいろいろと変更しすぎな印象を受けます。段階を踏んで少しずつ変えていくべきではないのですか。

方法としてはご指摘のとおり、「少しずつ変更する方法」と「まとめて変更する方法」があると思いますが、「少しずつ変更する方法」ですと、極端な話、毎年ごみ等に関する何かの変更が生じる、ということになります。その場合、かえって混乱を生じるとの判断から、今回の変更は「まとめて変更する方法」といたしました。

**Y: 収集方法変更について**

**No. 56**

戸別収集に変更しないのですか。資源物置場の廃止、ごみ集積所への統合などを周知させる手間を考えればその方が良い気がします。

他の自治体の戸別収集の事例では、全ての区分を戸別収集とせず、ごみ集積所での収集方式（ステーション方式）との併用になることが殆どであり、寒川町で導入する場合でも、ごみ集積所での収集方式（ステーション方式）は存続すると考えています。

また、戸別収集の実施に伴う経費増、作業を担う人材の確保等の課題も多いことから、ごみ集積所での収集方式（ステーション方式）のみでの変更といたしましたので、当面の間、町として戸別収集を行う考えはございません。

**Y:収集方法変更について** **No. 57**

今回の令和7年4月1日以降のごみ・資源物の収集方法等変更について、変更にならないものはあるのですか。

「衣類布類」、「大型ごみ・特別大型ごみ」、「プラスチック製容器包装」については変更ございません。

**Y:収集方法変更について** **No. 58**

町ホームページの充実について。ごみサク（インターネット上に掲載されたごみの分別表・50音順）で調べても、分別方法がわからず、出てこないものが多いです。もっと充実させるようにして欲しいです。

分別表等につきまして、ごみサクに反映されていないものがあり大変申し訳ありません。今回の変更に合わせて、分別表の品目の充実等も行っていきますのでよろしく願いいたします。

**Y:収集方法変更について** **No. 59**

今回の変更についての周知は、今後どのようにしていくのですか。

住民説明会の他、様々な方法で周知徹底を図ります。まず、1つ目としては、ごみ集積所にお知らせ看板を掲示しており、掲載しております二次元コードから変更内容を確認出来ます。2つ目としては、令和6年12月に、詳細な変更内容を記載したパンフレットを全戸配布します。3つ目としては、令和7年3月に、今回の変更内容を反映した「分け方・出し方」「収集日程表」を全戸配布します。

**Y:収集方法変更について** **No. 60**

そもそも、ごみの分別は、何故しなければならないのですか。犯罪などになるのですか。

法律では、「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない（廃棄物処理法第16条）」とされており、自治体が定めたルールに従ってごみを捨てない等は、これに該当し、悪質な場合には犯罪となる可能性がございます。ごみ・資源物については正しく分別した上で排出していただくようお願いいたします。